別表２

次期生産量算定表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| きのこの種類 | （１）  令和６年度又は令和６年の生産量（kg） | （２）  令和３～５年度又は令和３～５年の年間平均生産量（kg） | 次期生産量  （kg） |
| 原木　生しいたけ |  |  |  |
| 原木　乾しいたけ |  |  |  |
| 菌床（自家製造）生しいたけ |  |  |  |
| 菌床（購入）生しいたけ |  |  |  |
| 菌床（自家製造）乾しいたけ |  |  |  |
| 菌床（購入）乾しいたけ |  |  |  |
| 栽培ビン　なめこ |  |  |  |
| 栽培ビン　エリンギ |  |  |  |
| 栽培ビン　ヒラタケ |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

【備考】

①次期生産量は、

（１）令和６年度又は令和６年の生産量

（２）取組実施者における令和３年度から令和５年度まで又は令和３年から令和５年までの年間平均生産量

のいずれか低いものとする。

なお、（１）＞（２）の場合であって、複数の品目を生産している場合、品目毎の生産量に（２）/（１）を乗じて補正する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＜例＞ | （１）  令和６年度又は  令和６年の生産量（kg） | （２）  令和３～５年度又は令和３～５年の年間平均生産量（kg） | 補正後の  次期生産量  （kg） |
| しいたけ | ６ | ３ | ５  （＝６×１１／１３） |
| なめこ | ７ | ８ | ６  （＝７×１１／１３） |
| 合　計 | １３ | １１ | １１ |

ただし、（２）において、令和３年度から令和５年度まで又は令和３年から令和５年までの間に、生産量が災害その他やむを得ない事由により前年に比べ３割以上減少した年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。また、令和５年度又は令和５年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は（１）を次期生産量とする。